NANZAN UNIVERSITY

南山大学
「就業実践研修Ⅱ」
2027年度第1クォーター

受入のてびき（受入機関様用）

南山大学キャリア支援課

2026年11月

◆「就業実践研修Ⅰ・Ⅱ」の意義

就職活動を通じて学生が内定を得るまでに、学生は様々な努力をしますが、それでも、大学卒業者の就職後３年以内の離職率が３割以上という状態が続いています。その一因として、学生本人の適性やニーズと就職先での仕事が見合わないという“ミスマッチ”の問題が指摘されており、円滑な就職と職場定着を促していくためには、大学におけるキャリア教育の充実と就職支援が重要です。

本学においても、「キャリア支援課」を設け、「キャリア教育」の企画、推進を図っております。経団連による就職協定が廃止され、通年採用が提唱されるなど、就職活動のありようも大きく変わろうとしています。そのような状況の中で、早い時期からキャリア教育を行う重要性がますます高まっていると認識しています。

南山大学では、１ 年次からさまざまなキャリアプログラムを用意しており、その中でも「就業実践研修Ⅰ・Ⅱ」は就職準備と就業体験を同時に学ぶことができる貴重なプログラムと位置付けています。はじめに、学内授業である「就業実践研修Ⅰ」で、働く現場で求められる様々なスキルやマナー、社会人としての資質を学び、自らの適性分析を行いながら実習を行う目的の設定や自らのキャリアを形成するために必要な準備を行います。その後、「就業実践研修Ⅱ」として、現場での就業体験を通して、働く意義や仕事に対する責任などを学び、職業観を形成します。実習後に行われる報告会において、互いの就業体験を共有し、自らに必要なスキルや能力を見つめ直し、設定した目的を達成するために今後大学でさらに何を学ぶべきかを考えていきます。キャリア形成のために必要な高い目的意識を持つことで、より充実した大学生活を送ることも期待されます。

近年は、５日未満のオープンカンパニーが多くなり、しかもオンラインで行われることが多くなっています。短期間でのオンライン・オープンカンパニーは、会社の説明を聞くにとどまるものとも言え、その本来の意義である、就業体験からのキャリア形成に学生が取り組むことができません。南山大学としては、５日間以上の就業体験ができる、この「就業実践研修Ⅰ・Ⅱ」を継続させていき、１人でも多くの学生に実質的なインターンシップ※の機会を提供したいと考えております。これはお受入機関様のご協力があって、初めて実現できることです。ご多用中、お受入機関様には研修プログラムの作成やご担当者の配置等、多大なご負担をおかけいたしますが、本学の取り組みにご理解を賜り、是非とも「就業実践研修Ⅱ」履修生のお受け入れにご賛同いただきますよう、心よりお願い申し上げます。

※本学は３年次生以上をインターンシップとして扱い、２年次生はキャリア教育として扱います。

キャリア支援委員会委員長　川北　眞紀子

◆インターンシップの推進にあたっての考え方

インターンシップについては、「インターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組の推進に当たっての基本的考え方（2022 年 6 月 13 日付改正　文部科学省、厚生労働省、経済産業省）」（以下、「三省合意」という。）が示され、学生のキャリア形成支援における産学協働の取組が 4 類型に整理されました。

本学では、インターンシップの推進にあたっては、三省合意の基本的な考え方に基づき、各種支援を行います。

◆留意事項

本学で開講している就業実践研修Ⅱについて、受講する学生は 2 年生以上となります。

一方、インターンシップの４類型では、インターンシップ（タイプ３：汎用的能力・専門活用型インターンシップ）としての実施時期は「学部３年・４年」と定められています。

そこで、本学では受講する学生の学年により、次の通り区分けをいたします。

・２年生が参加する場合　　：タイプ２：キャリア教育
※取得した学生情報は、広報活動・採用活動に使用できません。

・３年生以上が参加する場合：タイプ３：汎用的能力・専門活用型インターンシップ
※取得した学生情報は、３月以降は広報活動に、６月以降は採用選考活動に使用できます。

三省合意の主旨を十分ご理解いただき、引き続き本学学生の成長にご支援、ご協力賜りますよう、よろしくお願いいたします。

◆「就業実践研修Ⅰ・Ⅱ」（単位型）について

学生が在学中に一定期間、企業等で自分の専攻、将来のキャリアに意識した就業体験である「就業実践研修Ⅱ」を、本学では重要なキャリア教育の一つとして取り扱い、正規の授業科目として単位認定しております。

つきましては、多くの学生にキャリア教育の機会をご提供いただきたく、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

□ 開講イメージ



◆「就業実践研修Ⅰ・Ⅱ」の概要

□ 授業概要

この授業は、講義および実習形式で行われる。
民間企業や行政機関等で体験した実習の内容や体験を整理・確認し、自分の進路選択や将来に役立てることを目的とする。単に実習のみを単位認定するだけのための授業ではなく、実習後のプレゼンテーションとそれに関する補足講義を行う。実習体験や情報の共有化をはかり文章表現やプレゼンテーションのスキルアップを目指す。就業実践研修Ⅰを修得し、実習に参加した学生が履修できる。受入機関先での実習は授業時間の一部とする。

□ 到達目標

1．漠然とした社会や企業に対するイメージを自らの実習の中で明確化する。
2．受入機関での実習体験を通じ、自己の能力について現状、問題点および今後の課題を認識する。
3．実際に職業人と身近に接する中で、自分が社会に出てやりたいことを具体的に考察する。

□ 授業計画

科目名	開講期	開講時限	単位	授業形態	概要
就業実践研修Ⅰ	Q1 Q2 Q3 Q4	水３ 予定	1	講義７回	受入機関実習の準備のために必要な知識の習得や能力開発を行う講義科目
就業実践研修Ⅱ	Q1 Q3	水４ 予定	1	受入機関の実習 講義２回	受入機関の実習と、実習後にプレゼンテーションを行う就業実践研修報告会、および補足講義であるまとめ研修で構成された実践科目

◆「就業実践研修研修Ⅱ」（2027 年度第 1 クォーター）にかかるスケジュール

<table>
<tr><td colspan="2">Ⅰ．実施の可否および受入条件等の
回答期限（機関→大学）</td><td colspan="3">11 月 17 日(火)</td></tr>
<tr><td colspan="2">●学生の動き</td><td colspan="3">①か②を選択し、エントリー</td></tr>
<tr><td colspan="2">Ⅱ．学生の選考方法と選考手順</td><td>①　受入機関選考型</td><td colspan="2">②大学選考型</td></tr>
<tr><td rowspan="4">エントリー期間</td><td rowspan="4">学生 → 大学</td><td rowspan="4">11/19(木)～
11/26(木)</td><td rowspan="4">第１次
エントリー</td><td rowspan="4">11/19(木)～
11/26(木)</td></tr>
<tr></tr>
<tr></tr>
<tr></tr>
<tr><td>書類送付</td><td>大学 → 機関</td><td>11/27(金)頃</td><td>12/2(水)頃</td></tr>
<tr><td>回答期限</td><td>機関 → 大学</td><td>12/7(月)</td><td>12/7(月)</td></tr>
<tr><td>結果報告</td><td>大学 → 学生</td><td>12/8(火)以降</td><td>12/8(火)以降</td></tr>
<tr><td rowspan="4">エントリー期間</td><td rowspan="4">学生 → 大学</td><td rowspan="4"></td><td rowspan="4">第２次
エントリー</td><td rowspan="4">12/9(水)～
12/11(金)</td></tr>
<tr></tr>
<tr></tr>
<tr></tr>
<tr><td>書類送付</td><td>大学 → 機関</td><td>随時※</td></tr>
<tr><td>回答期限</td><td>機関 → 大学</td><td>随時</td></tr>
<tr><td>結果報告</td><td>大学 → 学生</td><td>12/22(火)～</td></tr>
<tr><td colspan="2">Ⅲ．覚書の締結</td><td colspan="3">１月中旬</td></tr>
<tr><td colspan="2">Ⅳ．受入機関先の実習
日程とご依頼内容</td><td colspan="3">2027/2/1(月)～3/31(水)のうち
５日間以上かつ総計２５時間以上の実習
・実習中　研修日誌のご確認(署名)
・実習後　学生評価票のご送付</td></tr>
<tr><td colspan="2">Ⅴ．就業実践研修報告会
（ご参加は任意です）</td><td colspan="3">４月中旬予定</td></tr>
<tr><td colspan="2">Ⅵ．懇談会
（ご参加は任意です）</td><td colspan="3">４月中旬予定</td></tr>
</table>

※学生から応募があった場合、都度ご連絡を差し上げます

注意：締切時間は 16：00 とさせていただきます

◆確認いただく事項

Ⅰ．実習の実施可否および受入条件等

・実習の実施可否、受入条件等について、期日までに回答アンケートにて Web 回答またはメール添付にてご回答ください。

Ⅱ. 学生の選考方法

選考方法	内　容
① 受入機関選考型	●貴機関での学生選考をご希望の場合にご選択ください。 貴機関での実習参加希望者全員の「エントリーシート」（資料１）および「履歴書・自己紹介書」（資料２）を送付いたします。貴機関での選考後、結果のご連絡をお願いいたします。 なお、選考で面接等を実施される場合、【南山大学】「就業実践研修Ⅱ」春期実習　学生受入募集要項」回答時にお知らせください。
② 大学選考型	●大学での学生選考をご希望の場合にご選択ください。 南山大学で学生を選考し、マッチングした学生の「エントリーシート」（資料１）および「履歴書・自己紹介書」（資料２）を送付いたします。 大学選考の際に選考基準（学生非公開）がございましたら、【南山大学】「就業実践研修Ⅱ」春期実習　学生受入募集要項」回答時に、備考欄にてお知らせください。

Ⅲ. 覚書の締結

・取り組みに対しては、覚書を締結させていただきます。本学書式（資料３）をご用意しておりますが、貴機関所定の書式がございましたらそちらをご使用ください。

Ⅳ. 受入機関の実習について

（※3 年次生以上をインターンシップ、2 年次生以下はキャリア教育として扱います。）

１．研修期間について

・単位付与に必要な実習時間数を確保するため、長期休暇内で５日間以上かつ総計25 時間以上の実施をお願いしております。

２．誓約書について

・実習初日に、学生本人から貴機関宛の誓約書（資料４）をご提出いたします。
貴機関所定の書式がございましたら、学生と直接誓約書を締結してください。

３．実習日誌の扱いについて

・実習日誌（資料５）により毎日の研修内容・反省・感想等を学生がご報告いたします。また最終日には、まとめの書式（資料５−4）をご報告いたします。確認後、ご署名をお願いいたします。(日誌は、手書きと Excel フォームをご用意しています。Excel フォームご利用時は、ご担当者様のお名前をフルネームでご入力ください。)

・貴機関所定の書式がございましたら、そちらをご使用ください。最終日にまとめの書式（資料５−４）のみ、ご確認のうえ、ご署名をお願いいたします。

４．学生に係る評価について

・学生の研修態度、姿勢についての評価（資料６）をお願いします。評価票は実習開始前までにご送付いたします。単位認定資料の一部として利用いたしますので、指定の期日までにご返送ください。

５．傷害保険・賠償責任保険について

・研修期間中、学生本人の傷害保険および学生が責任を負う賠償に対する賠償責任保険は大学で一括加入いたします。（資料７）

６．事前訪問について

・事前訪問については指導しておりません。
・事前に学生との打ち合わせが必要な場合、また連絡事項や配付資料がある場合は、直接学生本人にご連絡をお願いします。

７．尾張東部地域または同地域のいずれかの市町村に「暴風警報」または大雨、暴風、暴風雪、もしくは大雪に関する「気象特別警報」が発表された場合の対面方式の実習につきまして、本学 Web ページの教務課の教務案内に掲出されている「災害等緊急時における授業等の取り扱い」　２．暴風警報等発表時の授業等の措置について」に準じ、下記のとおりとします。

■午前６時より前に解除の場合　：　当日の実習を実施
■午前６時以降に解除の場合　　：　当日の実習を中止

※1：中止の場合の学生への連絡はお手数をおかけしますが、直接学生本人にご連絡をお願いいたします。
※2：天候急変、突然の公共交通機関の運行中止等、突発的な理由による中止・中断につきましては、各機関様のご判断により、直接学生へご連絡をお願いいたします。
※3：中断・中止の場合、本学へメール（career-office@nanzan-u.ac.jp）にてご報告をお願いいたします。

■実習を中止した際の実習振替等の対応は、単位付与に必要となるため、別途実施いただきます。

８．以下の事象についても、その後の対応につきましてご相談させていただきます。

・学生の体調不良等による１～２日の欠席

・家族の訃報等による 1～２日の欠席

９．緊急事項への対応について

以下の緊急事項については、恐れ入りますが大学までご連絡ください。

・学生の病気による長期欠席

・家族の訃報等による長期欠席

・学生の事故（通勤途中、勤務中等）

・その他緊急と思われる事項

●緊急連絡先：

＜キャリア支援課＞　052-832-3122

＜南山大学総合受付＞　052-832-3891

１０．学生の個人情報について

・学生の個人情報につきましては、本学と締結する覚書（資料 3-1）に則り、適切にお取り扱いください。

Ⅴ. 就業実践研修報告会 〈4 月中旬予定〉

・実習に参加した全学生による実習成果の報告会です。

・詳細につきましては確定次第、改めてご案内いたします。

Ⅵ. 懇談会 〈4 月中旬予定〉

・受入機関の皆様と本学教職員間によるインターンシップ等キャリアに係る情報交換をする場です。

・詳細につきましては確定次第、改めてご案内いたします。

資　料

資料１：エントリーシート　　（大学より送付します。）

資料２：履歴書・自己紹介書　　（大学より送付します。）

資料３：覚　　書

資料４：誓　約　書　　（学生が貴社/貴機関に提出します。）

資料５：実 習 日 誌　　（学生が実習に持参します。
ご確認とサインをお願いします。
実習後、学生が大学に提出します。）

資料６：学生の実習に係る評価について
（大学よりメイルをお送りします。
実習終了後、大学へご提出ください。）

資料７：学生教育研究災害傷害保険付帯賠償責任保険
インターンシップ・教職資格活動等賠償責任保険
（略称「インターン賠」）

資料１

【学生番号：　　】

南山大学「就業実践研修Ⅱ」エントリーシート

応募機関名	
学部・学科名	氏　　名
【志望理由】（350 字程度）	
【応募機関でのインターンシップ研修に対する目標】（350 字程度）	

※ワードで作成のこと。手書きは受付不可。

NANZAN UNIVERSITY

履歴書・自己紹介書

資料2

年　　月　　日現在

ふりがな		性別	生　年　月　日
氏　名			年　　月　　日生 （満　　歳）
ふりがな			
現住所	〒 自宅電話（　　）　　－　　携帯電話　　－　　－		
E-mail			
緊急連絡先	電話（　　）　　－		

写　真

（縦４cm
×横３cm）

学歴・職歴

学歴は高等学校より記入し、職歴はある場合のみ記入すること

年	月	学　　歴　（職　歴　含）

自己紹介書

研究課題または興味ある科目	
大学時代に力を注いだこと（例えばスポーツ・文化サークル活動など）	
趣味・特技	資格・免許
自由記入欄（自己ＰＲなど）	

※黒インク、楷書、算用数字で記入。

南山大学

資料３－１

南山大学2027年度「就業実践研修Ⅱ」に関する覚書

南山大学(以下、甲という)と＿＿＿＿＿＿＿＿(以下、乙という)は、2027年度「就業実践研修Ⅱ」における研修の取り扱いについて、次のとおり覚書を締結する。

1. 研修概要
 本事項については、「研修受入条件」「研修生等明細」のとおりとする。
2. 本研修の扱いについて
 本研修は、インターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組の推進に当たっての基本的な考え方（三省合意）に基づき、3年次生以上の参加は「インターンシップ」、2年次生の参加は「キャリア教育」として扱う。
3. 事故災害時の対応について
 甲は研修を行う学生を学生教育研究災害傷害保険（以下「学研災」）に加入させて、研修生が研修中およびその往復途中に生じた事故により、身体に傷害を被った場合に対応する。また、学研災付帯賠償責任保険（インターンシップ・教職資格活動等賠償責任保険）に加入させて、研修中およびその往復途中に他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したことにより乙が被る法律上の損害を補償する。
4. 誓約書の提出
 研修生は研修に先立ち乙に対して誓約書を提出し、甲は研修生の誓約事項を遵守させる。
5. 研修生の個人情報の扱いについて
 乙は研修に際し知り得た研修生の個人情報については、個人情報保護法に従い、本研修の遂行以外に使用することなく、研修終了後は適切な方法で保管・消去することとする。
6. 研修の中断について
 誓約書に違反する行為等が生じた場合には、乙は甲と協議の上、研修を中断することができる。
7. 暴力団等排除について
 甲または乙は、次の各号のいずれかに該当した場合には、なんらの通知催告を要せず、本契約を解除することができるものとする。
 (1)　相手方が、暴力団その他の反社会的勢力（以下「暴力団等」という。）であると判明した場合
 (2)　相手方の役員または実質的に経営を支配するものが、暴力団等であると判明した場合
 (3)　相手方から、暴力、脅迫その他の犯罪を手段とする要求または法的な責任を越えた不当な要求を受けた場合
 (4)　相手方から偽計または威力を用いて業務を妨害された場合
 ② 甲または乙は、前項の定めるところにより本契約を解除した場合には、この解除によって相手方に生じた損害を一切賠償しないものとする。
8. その他の対応について
 この覚書に定めのない事項については、甲と乙が協議の上決定する。
9. 覚書の効力について
 この覚書は、下記の署名日付より研修が修了するまで効力を持つものとする。

本覚書の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえそれぞれ１通を保有するものとする。

年　　月　　日

甲（大学）
名古屋市昭和区山里町18番地
南山大学
キャリア支援委員会委員長 川北　眞紀子

乙（受入機関）

資料３－２

研修受入条件（例）

研修内容、研修時間、 研修部署			別途定める研修プログラムのとおりとする。
研修条件	手　当		支給しない
	交通費	通勤費　（研修中の居所から研修先までの通勤に要する費用）	学生自己負担
		出張費　（研修プログラムに伴う費用）	乙が支給
	食　費		学生自己負担
	宿泊費	研修プログラムに伴う費用 （研修プログラムによる出張時の宿泊費等）	該当なし
		遠方からの参加で、居所からの通勤が不可能な場合の宿泊費	学生自己負担
	作業服等の貸与及びその費用		該当なし
	緊急時の医療施設等の利用		利用不可
	その他		

資料３－３

研修生等明細

研修連絡責任者	甲側	キャリア支援課 課長　児玉　あずさ 電話番号：　052-832-3122
	乙側	○○営業所 所長　○○　○○ 電話番号：　XXX-XXX-XXXX
研修生所属学科 研修生氏名		研修部署・期間 ［研修日数］
□□学部　□□学科 ○○　○○		XX/XX(△)～XX/XX(△) XX 日間＜休日：XX/XX,XX/XX＞
□□学部　□□学科 ○○　○○		XX/XX(△)～XX/XX(△) XX 日間＜休日：XX/XX,XX/XX＞
以下余白		以下余白

資料４

誓 約 書

年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 御 中

南山大学　　学部　　学科　　年

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

今般、私が貴機関において実習するにあたり、下記の事項を厳守することを誓います。

記

１．実習期間中は、貴機関の就業規則およびこれに基づく諸規則の定めに従う。

２．貴機関の諸規則を守り、実習期間中は貴機関の管理、監督の指示に従う。

３．実習に際しては、次の事項を厳守する。

（１）貴機関の名誉を毀損するような言動は行わない。

（２）貴機関の営む事業を阻害するような言動は行わない。

（３）実習上、知り得た貴機関の機密及び個人情報に属するものは、いっさい漏洩しない。

４．故意または過失により貴機関に対し損害をおよぼしたときは、直ちに弁償する。

５．実習中、自己の不注意により万一災害を受けた場合の処理については、貴機関に迷惑をかけることなく自己の責任において処理する。

以上

資料5-１（表紙）
【本書式で提出必須】

「就業実践研修Ⅱ」実習日誌

実 習 先	
実習期間	**月　　日(　)～　月　　日(　)**

南山大学　　学部　　学科　　年			
学生番号		**氏 名**	

※まとめ研修終了後１週間以内に、キャリア支援課に提出してください。
※日誌と最終ページ記入後は、担当者にご確認いただき、署名してもらいましょう。
※受入機関書式の日誌等がある場合は、そちらを使用、提出してください。
但し、「資料5-3」以外は、大学書式を使用し、左上をホチキス留の上、提出してください。

南山大学　　学部　　学科　氏名

資料5-2（P.2）
【本書式で提出必須】

〇受入機関実習テーマ（実習部署　　）

〇自己目標

〇実習前の意識調査

※実習後にも同様の質問があります。必ず記入してから実習に臨むようにしてください。

1．今現在「働くこと」に対してどのようなイメージを持っていますか？　記入日：　年　月　日
2．今現在「働く」際に重視すること、大切にしたいことは何ですか？　記入日：　年　月　日

MEMO

資料5-3（P.3以降）
【受入機関書式使用可】

南山大学　　学部　　学科　氏名

月　日(　)

本日の目標			
		午前	午後
研修部署・研修内容			
反省・感想、翌日の目標等			
様記入欄 実習ご担当者	フィードバック		
	ご担当者名		

月　日(　)

本日の目標			
		午前	午後
研修部署・研修内容			
反省・感想、翌日の目標等			
様記入欄 実習ご担当者	フィードバック		
	ご担当者名		

南山大学　　学部　　学科　氏名

資料5-4（最終P）
【本書式で提出必須】

◆受入機関実習テーマに対しての自己評価

◆自己目標に対しての自己評価

◆目標を達成するために工夫したこと（具体的に）

◆実習を通して学んだこと、気付いたこと（成果/反省/感想/専門用語/今後の課題など）

◆実習後の意識調査 ※実習前の自分の考えと比較してみてください。

1．今現在「働くこと」に対してどのようなイメージを持っていますか？　記入日：　年　月　日
2．今現在「働く」際に重視すること、大切にしたいことは何ですか？　記入日：　年　月　日

●実習ご担当者様ご感想【任意】

ご担当者名 【必須】	

資料６

【南山大学】「就業実践研修Ⅱ」学生評価票

■ご記入者情報をご記入ください。

貴機関名：	株式会社　南山教育サービス
部署名：	総務部人事課
役職：	人事課長
ご担当者名：	山里　太郎

記入例

■学生の評価をお願いします。①～⑦は1～5の数字を入れてください。　［5（優）・　4　・　3（普通）・　2　・　1（劣）］

学生番号	学生氏名	① 意欲	② 行動	③ 印象	④ ﾏﾅｰ	⑤ PC	⑥ 機関研究	⑦ 総合評価	⑧ 欠席	⑧ 遅刻	⑧ 早退	⑨ その他
（記入例）2020BB001	南山　華子	5	4	4	4	3	3	4	0	1	1	疑問点を積極的に尋ねたり、資料の読みこみを入念にしたりと、その場の状況理解を懸命にしようとする姿が印象的でした。

資料7

令和8年4月1日以降
保険始期用

学研災付帯賠償責任保険
（略称「付帯賠責」）
加入者のしおり

Aコース　学生教育研究賠償責任保険
（略称「学研賠」）

Bコース　インターンシップ・教職資格活動等賠償責任保険
（略称「インターン賠」）

Cコース　医学生教育研究賠償責任保険
（略称「医学賠」）

あなたはこの保険の加入者です。
あなたが他人にけがを負わせた場合、他人の財物を損壊した場合等により、法律上の損害賠償責任を負ったときのための保険です。万一の事故に備え、ぜひご一読ください。

この保険は学生個人に対して保険証券を発行しておりません。
この冊子を保険証券の代わりとして大切に保管してくださサ～イ！



〈ご加入の覚え〉学生ご本人がご記入ください

加入年度	年度	保険期間	年間	加　入コース	Ⓐ　Ⓑ　Ⓒ
氏名					

JEES　公益財団法人　日本国際教育支援協会
Japan Educational Exchanges and Services

ご加入者の皆様へ

本保険の内容および「被保険者（補償を受けることができる方)」である皆様の義務などについては、賠償責任保険普通保険約款等の各種の規定が適用されます。

この「しおり」は、保険証券の代わりとなります。万一の場合に備えて、ぜひご一読の上、お手元に保管してください。

〈目　　次〉

Ⅰ．学研災付帯賠償責任保険の概要（P1 ～ P4）
1. 保険期間
2. 保険の内容
3. 対象となる活動範囲
4. 保険金額（支払限度額）
5. 補償の対象となる場合
6. 補償の対象とならない主な場合
7. 契約内容変更（退学、休学、転部・転科、コース変更等）の場合の手続き

Ⅱ．事故が起きたときの手続き（P5）
1. 事故発生から保険金が支払われるまで
2. 事故が起きたときの手続き

Ⅲ．重要事項説明書（P6）
1. 契約概要
2. 注意喚起情報

Ⅳ．事故のときは（P7）

Ⅴ．保険金請求先（東京海上日動ウェルネス保険金サポート部）（P8）

学研災付帯賠償責任保険は、公益財団法人日本国際教育支援協会（以下「本協会」といいます。）と以下の保険会社（予定）との間で締結された共同保険契約であり、東京海上日動火災保険株式会社が他の引受保険会社の代理、代行を行います。各引受保険会社は、契約締結時に決定する引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。なお、引受割合については本協会にご確認ください。

あいおいニッセイ同和損保　　損保ジャパン　　東京海上日動（幹事保険会社）　　三井住友海上

Ⅰ.学研災付帯賠償責任保険の概要

1. 保険期間

保険期間は、以下のいずれかです。

	保険始期	保険終期(*1)
4月入学生	4月1日午前0時から	翌年3月31日午後12時まで
9月入学生	9月1日午前0時から	翌年8月31日午後12時まで
10月入学生	10月1日午前0時から	翌年9月30日午後12時まで

ただし、次の場合のそれぞれ保険始期および保険終期は以下のとおりとなります。

全員加入の場合（学校が学生の加入を決める場合）で、学校の機関において決議(*2)した保険加入日が上記の保険始期以降であるとき。	決議された保険加入日の午前0時が保険始期。 保険終期は上記表と同様。
任意加入の場合（学生が加入を決める場合）で、学生が在籍する会員校へ所定の保険料を支払った日が上記の保険始期以降であるとき。(*3)	保険料を支払った日の翌日午前0時が保険始期。 保険終期は上記表と同様。

（＊1）1年間加入の場合です。複数年加入の場合、その期間の終了する年度の各終期までとなります。

（＊2）保険加入日時は決議日時より遡ることはできません。

（＊3）原則として、入学手続と同時に申込みを行うものとします。

自分の保険期間が分からない場合は、学校の担当窓口（学生課・学生支援課・保健センター等）でご確認ください。

2. 保険の内容

国内外において学生（被保険者）が、正課、学校行事、課外活動(*4)またはその往復において、他人にけがを負わせた場合、他人の財物を損壊した場合等により、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害について、保険金をお支払いします。

（＊4）学校の規則にのっとった所定の手続きにより、**インターンシップまたはボランティア活動の実施を目的とした組織として承認を受けた学内学生団体が行うインターンシップまたはボランティア活動をいいます。**ただし、学校が禁じた時間または場所で行われる活動および禁止行為を除きます。

3. 対象となる活動範囲

● **Aコース（医療関連実習を除きます。薬学教育実務実習を含みます。）**
正課、学校行事、課外活動(*4)およびその往復（Bコースの活動範囲を含みます。）。

● **Bコース（医療関連実習および薬学教育実務実習を除きます。）**
インターンシップ、介護体験活動、教育実習、保育実習、ボランティア活動およびその往復。ただし、学校が上記の活動を正課、学校行事または課外活動(*4)と位置付けている場合に限ります。

● **Cコース（医療関連実習を含みます。）**
医療関連学部・（学）科の正課、学校行事、課外活動(*4)およびその往復（AコースおよびBコースの活動範囲を含みます。）。

※**医療関連実習（Cコースで補償）・薬学教育実務実習（A・Cコースで補償）における専門資格に関わる行為**については、以下の全ての要件を満たす場合に限り、対象となります。

①学校が正課または学校行事として位置づける実習であること。
②被保険者がその専門資格に関わる行為を業務（アルバイトその他恒常的に行うものを含みます。）として行っていないこと。
③上記①②について、保険金請求時に学校の証明を得られること。

詳しくは学校の担当窓口（学生課・学生支援課・保健センター等）までお問い合せください。

（ご注意）
・AコースおよびCコースの活動範囲には、Bコースの活動範囲が含まれるので、AコースまたはCコースに加入した学生は、Bコースに加入する必要はありません。
・**クラブ活動(*5)中の事故は保険金支払の対象とはなりません。ただし、正課または学校行事に合わせてその日のクラブ活動（学校が禁じているもの等は除きます。）に参加する場合、その住居と活動場所となる施設の間を合理的な経路および方法により移動中に行った行為は対象となる活動に含みます。**

（＊5）「クラブ活動」とは、学校の規則にのっとった所定の手続きにより承認を受けた学内学生団体が行う文化活動または体育活動をいいます。ただし、課外活動(*4)並びに学校が禁じた時間または場所で行われる活動および禁止行為を除きます。

活動範囲＼コース	Aコース(*6) (学研賠)	Bコース(*7) (インターン賠)	Cコース(*8) (医学賠)
インターンシップ、介護体験活動、教育実習、保育実習、ボランティア活動およびその往復(*9)	○	○	○
上記以外の正課、学校行事およびその往復	○	×	○
医療関連実習(*10)およびその往復	×	×	○

(＊6) 医療関連実習を除きます。薬学教育実務実習を含みます。

(＊7) 医療関連実習および薬学教育実務実習を除きます。

(＊8) 医療関連実習を含みます。

(＊9) 学校が正課、学校行事または課外活動(*11)と位置づけている場合に限ります。

(＊10) 医療関連学部・(学) 科が、正課または学校行事として位置づけて行う実習をいいます。

(＊11) 学校の規則にのっとった所定の手続きにより、**インターンシップまたはボランティア活動の実施を目的とした組織として承認を受けた学内学生団体が行うインターンシップまたはボランティア活動をいいます。**ただし、学校が禁じた時間または場所で行われる活動および禁止行為を除きます。

4. 保険金額（支払限度額）

	Aコース	Bコース	Cコース
支払限度額（＊12）	対人賠償と対物賠償合わせて１事故につき１億円限度（免責金額（＊13）：０円）		

(＊12) 被保険者１名かつ１年当たりの支払限度額です。

(＊13) 免責金額とは、お支払いする保険金の計算に当たって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

5. 補償の対象となる場合

※この保険は、施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険および受託者賠償責任保険で構成されています。

(1) 次に掲げる事由により保険期間中に他人の身体に障害（障害に起因する死亡を含みます。以下同様です。）を負わせた場合、または他人の財物を損壊（滅失、破損もしくは汚損）させた場合に起因して被保険者が法律上の損害賠償責任を負ったとき(*14)

ア．上記**「3. 対象となる活動範囲」**に定める活動（以下「活動」といいます。）の遂行に起因して、活動中に発生した偶然な事故（施設賠償責任保険）

イ．活動の結果に起因してその活動の終了後に発生した事故、および被保険者の占有を離れた飲食物および正課、学校行事または課外活動(*4)の成果物（薬剤を含み、以下「生産物」といいます。）に起因する偶然な事故（生産物賠償責任保険）

(2) 活動中の被保険者が使用または管理する他人の財物（以下「受託物」といいます。）を保険期間中に滅失、破損、汚損もしくは紛失し、または盗取もしくは詐取されたことにより、受託物に対し正当な権利を有する者に対し被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合（受託者賠償責任保険）

(＊14) スポーツ中に結果として相手にけがを負わせた場合、その原因が競技のルールに照らして社会的に容認される範囲内の行為については、通常、違法性がないとされ、加害者は法律上の損害賠償責任を負いません。

＜お支払いする保険金の種類＞

被保険者が負担する次の賠償金または費用に対して保険金をお支払いします。

※賠償責任の承認・賠償金額の決定に際しては、あらかじめ引受保険会社の承認が必要です。

①被害者に対して支払責任を負う法律上の損害賠償金

②引受保険会社の書面による同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用

③他人から損害賠償を受ける権利の保全もしくは行使について必要な手続きを行い、または既に発生した事故に係る損害の発生もしくは拡大の防止について必要なその他の手段を講じた場合において、その手続きまたは手段のために引受保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用

④他人から損害賠償を受ける権利の保全もしくは行使について必要な手続きを行い、または既に発生した事故に係る損害の発生もしくは拡大の防止のために必要な手段を講じた後に損害賠償責任を負担しないことが判明した場合において、応急手当、護送その他の緊急措置に要した費用または引受保険会社の書面による同意を得て支出したその他の費用

⑤引受保険会社が被保険者に代わって被害者による損害賠償請求の解決に当たる場合において、引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

＜保険金のお支払方法＞

上記①の損害賠償金については、その額に対して支払限度額（受託者賠責の場合、受託物の時価）を限度に保険金をお支払いします。

上記②から⑤までの費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります。ただし、②の争訟費用について、①損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷①損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

＜補償の対象となる事故例＞

いずれも被保険者に損害賠償責任が生じた場合に限ります。

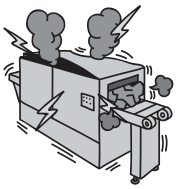
●正課で化学の実験中、間違って薬品を混ぜ、爆発事故を起こしてしまい、クラスメイトに火傷を負わせてしまった。（A、Cコース対象）



●学園祭で、焼鳥屋の模擬店を出店したが食中毒事故を出してしまい、5人が入院してしまった。（A、Cコース対象）



●正課でのインターンシップ活動中、派遣先の機械を使用し、誤って壊してしまった。（A、B、Cコース対象）



（＊15）

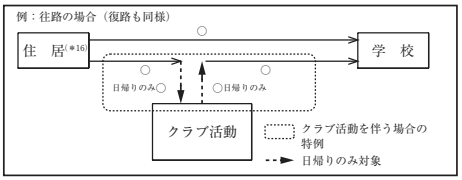
●授業を受けるため自転車で通学中、自転車のハンドルが歩行者の鞄に引っ掛かり、歩行者が転倒。歩行者にけがをさせてしまった。（A、Cコース対象）



（＊15）コンピュータ内のデータ、ソフトウェア、プログラム等の損壊による損害は付帯賠責の対象とはなりません。

用語解説

・往復とは



被保険者が各コースに規定する活動への参加を目的としてその住居(＊16)とその活動場所となる施設の間（活動場所が複数の施設にまたがる場合は、それらの施設と施設の間を含みます。）を合理的な経路および方法（学校が禁止した方法を除きます。）により移動することをいいます。原則として、合理的な経路を逸脱した場合（各コースに規定する活動への参加とは関係のない目的で合理的な経路をそれる場合）や、移動を中断した場合（移動とは関係のない行為を途中で行う場合）には、その間やその後の行為に起因する事故により被った損害賠償責任に対しては保険金をお支払いしません。ただし、逸脱または中断が各コースに規定する活動に必要な物品の購入もしくはこれに準じる行為のための必要最小限の行為である場合または日常生活上の必要最小限の行為である場合は、その逸脱または中断の間を除いた移動中の行為に起因する事故により被った損害賠償責任に対しては保険金をお支払いします。例えば以下のような行為です。

①授業に必要な教科書を購入する。　②惣菜等を購入する。
③独り暮らしの学生が食堂に立ち寄る。④選挙の投票をする。
⑤病院や診療所で診察を受ける。

ただし、正課または学校行事に合わせてその日のクラブ活動（学校が禁じているもの等は除きます。）に参加する場合、その住居(＊16)と活動場所となる施設の間を合理的な経路・方法により移動中も往復に含みます。ただし、合理的な経路を逸脱・中断した時以降や、当該クラブ活動中の事故は補償の対象となりません。

対象となる交通手段は徒歩・自転車・電車等公共交通機関に限ります。ただし、学校が自転車通学を禁じている場合や原付・バイク・自動車・電動キックボード等の運転中の事故は補償の対象外です。

（＊16）社会人入試(＊17)を経て学校に入学した学生に限り、その勤務先を含みます。

（＊17）「社会人入試」とは、一般の入学志願者と異なる方法により判定する入試方法のうち、社会人特別選抜入試等の社会人を対象とする入試をいいます。

・インターンシップとは

学生が在学中に自らの専攻や将来のキャリアに関連した企業等において参加する就業体験をいいます。

・介護体験活動とは

法令に基づいて小学校および中学校の教諭の普通免許取得を希望する学生が行う介護等の体験活動をいいます。

・教育実習とは

法令に定める「教育実習」に該当する科目において、学生が教諭免許取得のために受入先の幼稚園、小中学校または高校で行う活動をいいます。

※特別支援学校教諭免許取得に関する「心身に障害のある幼児、児童または生徒についての教育実習」および養護教諭免許取得に関する「養護実習」を含みます。

・保育実習とは

児童福祉法および同施行規則に規定された厚生労働大臣の定める修業教科目のうち「保育実習」に該当する科目において、学生が保育士資格取得のために受入先の保育所等の実習施設で行う活動をいいます。

・ボランティア活動とは

各人の自由な意志によって、個人が有する能力、労力または財産をもって社会に貢献する活動をいいます。

・医療関連実習とは

学校の医療関連学部・(学)科が、正課または学校行事として位置づけて行う実習をいいます。

・薬学教育実務実習とは

学校の薬学部およびこれに類する学部・(学)科が、正課または学校行事として位置づけて行う実習をいいます。

6. 補償の対象とならない主な場合

詳しくは約款によります。保険約款の内容は、（公財）日本国際教育支援協会のホームページでご確認ください。

＜共通＞

①保険契約者または被保険者の故意
②戦争、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議
③地震、噴火、洪水、津波または高潮
④被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
⑤排水または排気に起因する賠償責任
⑥核燃料物質、核原料物質、放射性元素、放射性同位元素等の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する損害（放射能汚染、放射線障害を含みます。）。ただし、医学的または産業的に利用される放射性同位元素の使用、貯蔵または運搬中に生じた原子核反応、原子核の崩壊・分裂による損害で法令違反がなかった場合は除きます。
⑦被保険者が行う次の行為に起因する損害(＊18)
・医療行為や人体に危害を生ずるおそれのある行為のうち、医師・歯科医師・看護師・保健師・助産師以外の者が行うことを法令により禁じられている行為
・薬品の調剤、投与、販売または供給
・あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、建築士、土地家屋調査士、技術士、測量士または獣医師以外の者が行うことを法令により禁じられている行為　等

（＊18）ただし、Cコースにおいて医療関連実習で所定の要件を満たす場合には、当事由は適用されません。また、AおよびCコースにおいて薬学教育実務実習で所定の要件を満たす場合には、上記のうち「薬品の調剤・投与・販売・供給」については適用されません。

＜施設賠償責任保険＞

①自動車(＊19)、原動機付自転車、航空機、昇降機または施設外における船・車両（原動力がもっぱら人力であるものを除きます。）もしくは動物の所有、使用または管理に起因する損害
②汚染物質の排出、流出、いっ出または漏出に起因する損害および汚染浄化費用（ただし、汚染物質の排出等が不測かつ突発的かつ急激で、所定の期間内に被保険者が発見し、かつ、引受保険会社に所定の期間内に通知した場合を除きます。）
③石綿、石綿の代替物質等の発がん性その他有害な特性に起因する損害　等

（＊19）自動二輪（バイク）を含む。

＜生産物賠償責任保険＞

①被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売もしくは提供した生産物または行った活動の結果に起因する損害
②生産物自体の損壊または使用不能に係る賠償責任
③日本国内において発生した事故について、日本国外の裁判所に提訴された損害賠償請求訴訟
④汚染物質の排出、流出、いっ出または漏出に起因する損害および汚染浄化費用（ただし、汚染物質の排出等が不測かつ突発的かつ急激で、所定の期間内に被保険者が発見し、かつ、引受保険会社に所定の期間内に通知した場合を除きます。）
⑤石綿、石綿の代替物質等の発がん性その他有害な特性に起因する損害　等

＜受託者賠償責任保険＞

①自然発火または自然爆発した受託物自体の損壊
②受託物が寄託者に引き渡された後に発見された事故
③自転車、バイク、自動車、原動機付自転車、航空機、船舶、車両、動物、楽器、貨幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨董品、勲章、き章、稿本、設計書、雛型その他これらに類する受託物の損壊、紛失、盗取または詐取
④建物外部から内部への雨、雪、ひょう、みぞれまたはあられの浸入または吹込みによる損害
⑤給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気もしくは水の漏出もしくはいっ出またはスプリンクラーからの内容物の漏出もしくはいっ出による損害
⑥受託物の使用不能に起因する損害　等

7. 契約内容変更（退学、休学、転部・転科、コース変更等）の場合の手続き

(1) 2年以上の期間の保険料をまとめて学校へ払い込んだ方が次に該当するときは、保険料が一部返還されることがあります(＊20)。お手続き方法は各学校により異なりますので、在籍する学校の担当窓口（学生課・学生支援課・保健センター等）へお問い合わせください。

①退学する場合
②保険期間中に通算して1年以上休学（留学を含みます。）した場合
③学部、学科等を変更する場合
④加入コースを変更する場合

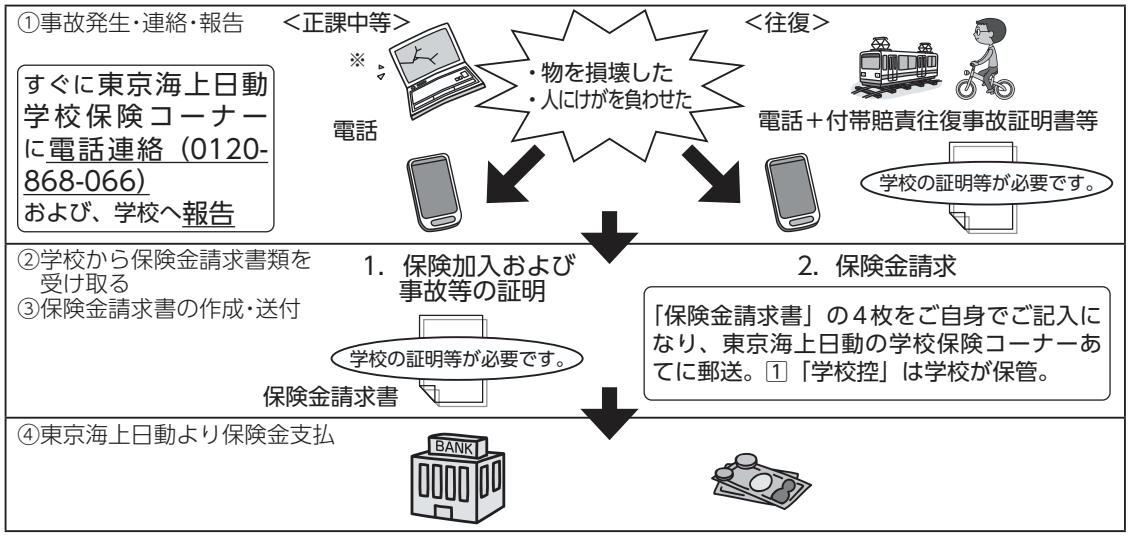
現在ご加入中のコースの残りの期間を一旦解約し、変更後のコースに年単位で加入します。**現在のコースの返還保険料を変更後のコースの加入保険料と相殺することはできません。**

(2) 休学、留年等の理由で所定の修業年限が延長される場合は、当初の加入期間が終了した時点で、延長期間分につき新たに加入手続が必要となります。詳細は各学校により異なりますので、在籍する学校の担当窓口（学生課・学生支援課・保健センター等）へお問い合わせください。

（＊20）保険料返還にかかる振込手数料は被保険者負担となります。

Ⅱ. 事故が起きたときの手続き

1. 事故発生から保険金が支払われるまで



※コンピュータ内のデータ、ソフトウェア、プログラム等の損壊による損害は付帯賠責の対象とはなりません。

2. 事故が起きたときの手続き

(1) この保険の対象になると思われる事故が発生したときは、遅滞なく東京海上日動の学校保険コーナー
0120-868-066（フリーダイヤル）まで、分かる範囲で以下の内容をご連絡ください。

- **自分の氏名、年齢、在籍する学校名**　・**事故の発生日、時刻**
- **事故の発生場所**　・**被害者の氏名、年齢**
- **事故の原因**　・**被害（傷害、損壊等）の程度**

日本国外での事故の場合も電話でご連絡ください。
なお、その場合はコレクトコールをご利用いただけます。学生本人の連絡が困難な場合は、日本国内の代理人を介してご連絡ください。

ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。
保険金請求権には**時効（3年）**がありますのでご注意ください。

また、事故を起こしたこと、および、東京海上日動の学校保険コーナーへ上記の内容を連絡したことを学校の担当窓口（学生課・学生支援課・保健センター等）へ報告してください。被害者との示談等については、加害者である学生本人（未成年の場合は親権者）が行うことになります。

(2) 学校の担当窓口から以下の書類を受け取り、必要事項を記入の上、必要な証明を受けてください。
①保険金請求書（兼事故証明書）
②付帯賠責往復事故証明書（往復での事故の場合）

(3) 東京海上日動の学校保険コーナーへ上記(2)①②の書類を提出してください。
※学生（被保険者）が未成年の場合、保険金の請求は原則として親権者が行うものとします。

(4) 引受保険会社は保険金の支払いを行います（後記＜保険金請求の際のご注意＞をご参照ください。）。

(重要)
保険金の支払い後、引受保険会社は本協会に保険金支払いの連絡を行い、本協会はそれを基に保険金支払報告書を学校へ送付し、引受保険会社、学校および本協会の三者で当該事故の保険金支払状況等の情報を共有しますので、あらかじめご承知おきください。

※賠償金額は被害者の過失割合や他の者の責任割合等を勘案して決定されます。示談交渉は、加害者である学生（被保険者）自身が行うことになりますが、賠償事故は、一般的に加害者の一方的な過失によるものは少なく、被害者自身にも過失のあるものや不可抗力によるものが多いため、**示談に際しては事前に東京海上日動の学校保険コーナーと十分にご相談ください。**

＜示談交渉サービスについて＞
示談交渉サービスは行いません：この保険には、引受保険会社が被害者との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。したがって、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、東京海上日動の学校保険コーナーからの助言に基づき、学生（被保険者）ご自身に被害者との示談交渉を進めていただくことになりますので、あらかじめご承知おきください。なお、引受保険会社の承認を得ないで賠償責任を承認しまたは賠償金額を決定した場合には、賠償金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がありますので、ご注意ください。

＜保険金請求の際のご注意＞
賠償責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権（費用保険金に関するものを除きます。）について、先取特権を有します（保険法第22条第1項）。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。
被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます（保険法第22条第2項）。
このため、被保険者からの請求を受けて引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。
①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

＜他の保険契約等がある場合＞
この保険契約と重複する保険契約や共済契約（以下「他の保険契約等」といいます）がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。
①他の保険契約等から保険金や共済金が支払われていない場合：他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。
②他の保険契約等から保険金や共済金が支払われている場合：損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

Ⅲ. 重要事項説明書

契約概要・注意喚起情報のご説明

・契約概要は、ご加入いただく保険の商品内容をご理解いただくために特に重要な情報を記載したものです。必ずお読みください。

・注意喚起情報は、ご加入いただく学生の皆様にとって不利益となる事項等、特にご注意いただきたい情報を記載したものです。必ずお読みください。

・この文書はご加入いただく保険に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細については、（公財）日本国際教育支援協会のホームページに掲載されている保険約款等によりますが、ご不明点等については在籍する学校の担当窓口（学生課・学生支援課・保健センター等）までお問い合わせください。

※加入者証等は発行されませんのでこの「しおり」、「学研災付帯賠償責任保険のごあんない」等、加入内容が分かるものを保管くださるようお願いします。

1. 契約概要

1. 商品の仕組み、引受条件等

（1）商品の仕組み

この保険は、（公財）日本国際教育支援協会を契約者とし、同協会の賛助会員校に在籍する学生を被保険者（補償を受けることができる方）とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は同協会が有します。

（2）補償内容・保険期間（保険のご契約期間）

①主な支払事由（補償の対象となる場合）、お支払いする保険金、②主な免責事由（補償の対象とならない主な場合）、③保険期間などについては、P1 ～ P4 をご参照ください。

（3）引受条件（保険金額等）

この保険での引受条件（支払限度額）はあらかじめ定められたご契約コースの中からお選びいただくこととなります。ご契約コースについての詳細はP1 ～ P2 をご参照ください。

2. 保険料

保険料はご加入いただくご契約コースなどによって決定されます。保険料については、（公財）日本国際教育支援協会のホームページに掲載されているごあんないにてご確認ください。

3. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

2. 注意喚起情報

1. 補償の重複に関するご注意

被保険者またはそのご家族が既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償範囲が重複することがあります。ニーズに合わせてご契約内容の見直しをご検討ください。なお、補償範囲の重複を避けるためにご契約内容を見直す場合、将来、補償を残したご契約を解約されるとき等、その補償がなくなってしまうことがありますのでご注意ください。

2. 告知義務等

加入時、引受保険会社に重要な事項(＊1)をお申出いただく義務があります。

・加入の際、記載事項が記載されていなかったり、記載事項が事実と違っている場合には、契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

・他人のために保険契約を締結する場合、契約者またはその代理人に過失がなかったとしても、被保険者（補償を受けることができる方）またはその代理人の故意または重大な過失によって、集計報告書の記載事項が記載されていなかったり、記載事項が事実と違っているときも同様です。

（＊1）他の保険契約等に関する事項を含みます。

3. ご加入後における留意事項（変更事項の通知等）

退学等の際の通知や事故などが発生した場合の手続き等についてはP4 ～ P5 をご参照ください。

4. 保険開始日

P1 をご参照ください。

5. 主な免責事由（補償の対象とならない主な場合）等

P4 をご参照ください。

6. 引受保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、あるいは、「小規模法人」（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(＊2)）またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80％（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100％）まで補償されます（保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。）。

（＊2）外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

7. 共同保険について

共同保険については、表紙裏面をご参照ください。

8. 個人情報の取扱いについて

保険契約者である（公財）日本国際教育支援協会は、引受保険会社に本契約に関する、加入者の氏名・学籍番号・入金日等の個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・

提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること

②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること

③東京海上日動火災保険株式会社と東京海上グループ各社または東京海上日動火災保険株式会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること

④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること

⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページおよび他の引受保険会社のホームページをご参照ください。
東京海上日動火災保険㈱：www.tokiomarine-nichido.co.jp

個人情報は、所属校が作成した加入者名簿を（公財）日本国際教育支援協会が東京海上日動火災保険㈱へ提出することにより提供されます。この取扱いに同意しない場合は、速やかに同協会へ申し出てください（これに同意しない場合は、この保険には加入できません。）。

Ⅳ. 事故のときは

学研災付帯賠償責任保険について

この保険で対象となる事故が生じた場合には、遅滞なく東京海上日動の学校保険コーナー（☎**0120-868-066**（フリーダイヤル））まで下記の内容をご連絡ください。

- **自分の氏名、年齢、在籍する学校名**
- **被害者の氏名、年齢**
- **事故の発生日、時刻**
- **事故の原因**
- **事故の発生場所**
- **被害（傷害、損壊等）の程度**

また、学校の担当窓口（学生課・学生支援課・保健センター等）へ事故を起こしたことを通知し、引受保険会社へ上記内容を連絡したことを報告してください。

東京海上日動火災保険株式会社	一般社団法人　日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）
保険に関するご意見・ご相談は ※加入状況・契約内容変更についてはまずは学校窓口へご連絡ください。 （引受保険会社） 東京海上日動火災保険株式会社（幹事保険会社） 公務第二部　文教公務室 〒102-8014 東京都千代田区三番町6番地4 ☎ 0120-587-050（フリーダイヤル） **事故のご連絡・ご相談は** 東京海上日動学校保険コーナー ☎ 0120-868-066（フリーダイヤル） ※学校保険コーナーにつながりますので、学校ごとの担当学校保険コーナーから折り返しご連絡することがあります。 受付時間：平日 9:00 ～ 17:00（土・日・祝日・年末年始は除く）	東京海上日動火災保険（株）は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。 東京海上日動火災保険（株）との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。 詳しくは、同協会のホームページをご覧ください。 （https://www.sonpo.or.jp/） 0570-022808＜通話料有料＞ IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。 受付時間：平日 午前9時15分～午後5時 （土・日・祝日・年末年始は除く）

Ⅴ. 保険金請求先（東京海上日動ウェルネス保険金サポート部）

東京海上日動事業所	事 業 所 所 在 地
東京海上日動火災保険株式会社 ウェルネス保険金サポート部　傷害保険サポート室 傷害保険サポート第三チーム（学校保険コーナー） フリーダイヤル　0120－868－066	〒105－8551 東京都港区西新橋３－９－４ 虎ノ門東京海上日動ビルディング

＜重大事由による解除について＞

以下に該当する事由がある場合には、東京海上日動火災保険㈱はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

・被保険者または保険金受取人が東京海上日動火災保険㈱にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
・被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
・この保険契約に基づく保険金の請求に関し被保険者または保険金受取人に詐欺の行為があった場合　等

加入内容・加入確認・諸手続等についてのお問い合わせは、在籍する学校の担当窓口（学生課・学生支援課・保健センター等）へお願いします。

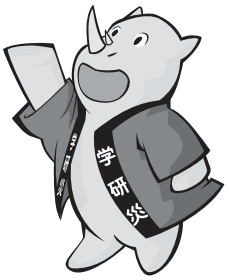
発行者　公益財団法人　日本国際教育支援協会
学生支援部　学生保険課

〒153-8503　東京都目黒区駒場4－5－29
TEL：03-5454-5275
https://www.jees.or.jp/

令和7年10月作成

もし事故を
起こしたら…

保険金請求手続きについて



下記手順で手続きしてくだサ～イ

☑ 事故の発生を、保険会社（東京海上日動）の学校保険コーナー（0120-868-066）に電話で連絡する。

▼

☑ 学校へ事故の発生を報告する。

▼

☑ 写真や修理明細等、東京海上日動指定の証拠書類を準備する。

▼

☑ 学校から保険金請求書を入手する。

▼

☑ 保険金請求書（学校で証明欄に記載をしたもの）を東京海上日動の学校保険コーナー（東京）に送付する。

※送付先はP8をご参照ください。

▼

☑ 東京海上日動から保険金が支払われる。